

医療法人産研会

女性活躍推進法、次世代育成支援対策促進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 目標と現状・課題、取組内容・実施時期

目標1（女性活躍推進法に基づく目標）

全体の年次有給休暇取得率を60%以上にするとともに各部所・職種についても年次有給休暇の取得を促進する。

【現状・課題】 現状の年次有給休暇取得率（令和2年）は、全体で58.8%であり、各部所・職種ごとでは85%以上～50%程度とばらつきがある。

【取組内容・実施時期】

- 令和4年4月～ 年次有給休暇の取得状況の把握と目標達成の施策検討
- 令和5年4月～ 令和3年年次有給休暇取得率の実績評価
- 令和5年10月～ 年次有給休暇取得率の維持向上のための分析・改善案の策定実施を図る。

目標2（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

男性職員の育児休業取得者1名以上を目指す。

【現状・課題】 男性職員の育児休業取得者が少ない（過去取得者1名）

【取組内容・実施時期】

- 令和4年4月～ 育児休業取得に関する制度や支援について院内掲示等で周知する。
- 令和5年4月～ 配偶者が出産した男性職員を対象に制度や支援について個別に説明を行い育児休業取得を促す。